



平成 30 年より配偶者控除の枠が 103 万円以下から 150 万円以下に！！

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額等が改正されました。見直しに伴う改正は平成 30 年 1 月から適用されます。改正によって何がどう変わったのか、詳しく解説いたします。

配偶者控除・配偶者特別控除とは？

今までの制度では、妻の年収が 103 万円以下なら、夫は配偶者控除として 38 万円の所得控除を受けることができました。妻の年収が 103 万円を超えると、夫は配偶者控除 38 万円を受けることはできませんが、配偶者特別控除を受けることができます。配偶者特別控除は妻の年収が 141 万円になるまで段階的に減少します。これがよく言われる『103 万円の壁』のことですが、前述のとおり妻の年収が 103 万円を超えたとしても配偶者特別控除によって控除額はなだらかに減少するため、『壁』といっても手取りが一気に減るわけではございません。

改正後の配偶者控除・配偶者特別控除はどう変わる？

配偶者の給与収入(合計所得金額)

| 納税者本人の給与収入(合計所得金額) | 配偶者控除 | | 配偶者特別控除 | | | | |
|--------------------|-------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
| | () | () | () | () | () | () | () |
| ~1,120 (~900) | 38 | 38 | 31 | 16 | 6 | - | |
| ~1,170 (~950) | 26 | 26 | 21 | 11 | 4 | - | |
| ~1,220 (~1,000) | 13 | 13 | 11 | 6 | 2 | - | |
| 1,220~ (1,000~) | - | - | - | - | - | - | |

(単位:万円)

老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

新しい配偶者控除・配偶者特別控除は平成 30 年 1 月より適用されます。改正のポイントは 2 つになります。

1: 配偶者の年収の上限が 103 万円から 150 万円に引き上げられる。

配偶者控除の対象となる妻の年収はこれまでと変わりありませんが、配偶者特別控除の枠が拡大され、妻の年収が 103 万円超 150 万円以下なら、夫は配偶者特別控除として 38 万円の所得控除が受けられるようになります。妻の年収が 150 万円を超えても 201 万円になるまでは所得控除は段階的に減少していきますので、これまで同様手取りが一気に減るわけではございません。

2: 納税者本人(夫)の所得によって、所得控除の額は逡減していきます。

配偶者特別控除の対象となる妻の年収は 103 万円から 150 万円に引き上げられますが、控除額は適用される納税者本人、つまり夫の年収によって逡減・消失します。具体的には妻の収入が 150 万円ぴったりだったとして、夫の収入が 1,120 万円を超えると配偶者控除は 38 万円から 26 万円に減少し、さらに 1,220 万円を超えると配偶者控除はゼロとなります。

働く妻の『壁』はどう変化するのか？

妻の収入が一定以上となると手取りが減少してしまうことを『壁』と表現するならば、所得税の『壁』は夫と妻の両方の収入で判断することとなりました。一方でいわゆる『130 万円の壁』といわれる『社会保険の壁』は従来そのままです。社会保険の壁を超えると、妻は自分の勤務先で社会保険に加入して保険料を負担しますので、年収が一定以上になるまで手取の逆転現象が生じます。今後はこの『130 万円の壁』(月収で 10 万円強)を意識した働き方になるのかもしれませんが、また妻の所得に対して夫の勤務先から支給される『扶養手当』がある場合は、妻の年収が増えたことで手当が打切られる可能性もあります。

家族単位でどのようなパターンがいちばん手取りが多くなるのか、慎重な判断が必要となりそうです。